

復本第1518号  
健健発0720第2号  
平成29年7月20日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

復興庁統括官付参事官  
厚生労働省健康局健康課長  
(公印省略)

東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災市町村への保健師の派遣については、全国の地方公共団体から御協力をいただいており、改めて深く感謝申し上げます。

発災から6年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

については、被災地方公共団体のこうした状況を御賢察いただき、引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣に、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、下記のとおり、復興庁及び厚生労働省から各関係団体に対して、被災地方公共団体における保健師の人材確保に向けた支援について、総務省から各都道府県・指定都市に対して、被災市町村への職員派遣に関する協力依頼が発出されておりますので、申し添えます。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

本通知発出に当たり、総務省と協議済みであることを申し添えます。

記

- 別添 1 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（公益社団法人日本看護協会会长宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 2 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（公益社団法人国民健康保険中央会理事長宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 3 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）」（全国保健師教育機関協議会会长宛て平成 29 年 7 月 20 日付復本第 1518 号復興庁統括官付参事官、健健発 0720 第 2 号厚生労働省健康局健康課長）
- 別添 4 「平成 29 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」（平成 28 年 12 月 7 日付総行公第 137 号総務省自治行政局公務員部長通知）

【問合せ先】

（自治体保健師の確保に向けた取組について）

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田  
電 話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp

（地方公共団体における人材確保支援について）

復興庁地域班 岸、浅見

電 話：03-6328-0227

メール：ouen.fukko@cas.go.jp

復本第1518号  
健健発0720第2号  
平成29年7月20日

公益社団法人  
日本看護協会会長 殿

復興庁統括官付参事官

厚生労働省健康局健康課長

東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災地方公共団体への保健師の確保に向けた取組については、これまで、貴会より一方ならぬ御協力をいただいており、改めて深く感謝申し上げます。

発災から6年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

そこで、被災地方公共団体において保健師を確保する取組として、無料職業紹介事業であるeナースセンターや平成27年10月に制度化された離職時等の届出制度を活用するなどして、保健師の確保に協力が得られるように、下記のとおり、貴会への協力要請をさせていただくものです。

保健師に限らず、被災地方公共団体における人材確保支援については、これまで全国の地方公共団体において、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等に取り組んできました。また、被災地方公共団体としても任期付職員の採用・派遣に努めているほか、復興庁においても、被災市町村に対する人的支援として、国の非常勤職員を採用し、被災市町村に駐在させる取組（市町村業務支援）を行ってまいりました。引き続き、これらの仕組みが十分に活用され、被災地での勤務を希望される保健師の方に御活躍いただけるよう、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、復興庁及び厚生労働省より各地方公共団体に対しても、別添の依頼を行っていることを申し添えます。

また、各都道府県の看護協会に対しても、この旨をお伝えいただきますよう御願い致します。

## 記

### 1. 保健師人材確保に向け、貴会に御支援いただきたい事項

- ・ 都道府県ナースセンター経由により、被災地方公共団体からの保健師の人材確保に関する周知依頼があった場合におけるeナースセンターへの掲載等の対応
- ・ 機関誌『協会ニュース』等による看護協会会員に対する周知
- ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

### 2. 保健師人材確保に向け、貴会より都道府県ナースセンターに御依頼いただきたい事項

- ・ 都道府県から保健師の人材確保に関する協力依頼があった場合の引き続きの支援
- ・ 離職時等の届出制度利用者に対する被災都道府県の求人情報の個別発信
- ・ ハローワークや駅前などで行う出張相談における求人情報の紹介
- ・ 窓口での情報提供
- ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

(参考資料)

別添 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について(協力依頼)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長)

#### 【問合せ先】

(自治体保健師の確保に向けた取組について)

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田

電話 : 03-3595-2190

メール : hokenshidoushitu@mhlw.go.jp

(地方公共団体における人材確保支援について)

復興庁地域班 岸、浅見

電話 : 03-6328-0227

メール : ouen.fukko@cas.go.jp

復本第1518号  
健健発0720第2号  
平成29年7月20日

公益社団法人  
国民健康保険中央会理事長 殿

復興庁統括官付参事官

厚生労働省健康局健康課長

東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災地方公共団体への保健師の確保に向けた取組については、これまで、貴会より一方ならぬ御協力をいただきしております。改めて深く感謝申し上げます。

発災から6年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

そこで、被災地方公共団体において保健師を確保する取組として、在宅保健師等の会の会員であって、被災地での勤務を希望される保健師の方の協力が得られるように、貴会への協力要請を改めてさせていただきます。

保健師に限らず、被災地方公共団体における人材確保支援については、これまで全国の地方公共団体において、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等に取り組んできました。また、被災地方公共団体としても任期付職員の採用・派遣に努めているほか、復興庁においても、被災市町村に対する人的支援として、国の非常勤職員を採用し、被災市町村に駐在させる取組（市町村業務支援）を行ってまいりました。引き続き、これらの仕組みが十分に活用され、被災地での勤務を希望される保健師の方に御活躍いただけるよう、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、復興庁及び厚生労働省より各地方公共団体に対しても、別添の依頼を行っていることを申し添えます。

また、各都道府県の国民健康保険連合会及び在宅保健師等の会の会員に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

記

別添 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について(協力依頼)」（各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長）

【問合せ先】

(自治体保健師の確保に向けた取組について)

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田

電話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitu@mhlw.go.jp

(地方公共団体における人材確保支援について)

復興庁地域班 岸、淺見

電話：03-6328-0227

メール：ouen.fukko@cas.go.jp

復本第1518号  
健健発0720第2号  
平成29年7月20日

全国保健師教育機関協議会会長 殿

復興庁統括官付参事官

厚生労働省健康局健康課長

東日本大震災被災地方公共団体における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

東日本大震災による被災地方公共団体への保健師の確保に向けた取組については、これまでも、貴会より一方ならぬ御協力をいただいており、改めて深く感謝申し上げます。

発災から6年が経過し、岩手県・宮城県においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化しており、福島県においても、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われています。

この春までに帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、住民の帰還が進む福島県をはじめ、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されています。こうしたことから、住民の健康やメンタル面での不安に応えることができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められているところです。

そこで、被災地方公共団体において保健師を確保する取組として、これから保健師資格取得見込みの方又は資格はあるものの就業していない保健師の協力が得られるよう、貴会への協力要請を改めてさせていただくものです。

保健師に限らず、被災地方公共団体における人材確保支援については、これまで全国の地方公共団体において、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等に取り組んできました。また、被災地方公共団体としても任期付職員の採用・派遣に努めているほか、復興庁においても、被災市町村に対する人的支援として、国の非常勤職員を採用し、被災市町村に駐在させる取組（市町村業務支援）を行ってまいりました。引き続き、これらの仕組みが十分に活用され、被災地での勤務を希望される保健師の方に御活躍いただけるよう、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

なお、復興庁及び厚生労働省より各地方公共団体に対しても、別添の依頼を行っていることを申し添えます。

また、各都道府県の保健師養成施設に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願い致します。

## 記

別添 「東日本大震災被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組について(協力依頼)」（各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て平成29年7月20日付復本第1518号復興庁統括官付参事官、健健発0720第2号厚生労働省健康局健康課長）

### 【問合せ先】

(自治体保健師の確保に向けた取組について)

厚生労働省健康局健康課保健指導室 村松、右田

電話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitsu@mhlw.go.jp

(地方公共団体における人材確保支援について)

復興庁地域班 岸、淺見

電話：03-6328-0227

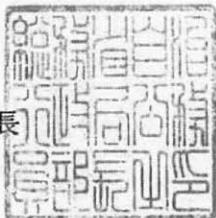
メール：ouen.fukko@cas.go.jp



總行公第137号  
平成28年12月7日

各 都 道 府 縿 知 事 }  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿  
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部長



### 平成29年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情を御理解いただき、厳しい行財政状況の下、積極的に対応していただいているところであります。改めて深く感謝申し上げます。

発災から間もなく5年9月が経過しようとしているところですが、岩手県・宮城県においては、復興事業のピークが続いているおり、また、福島県においては、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われており、いずれも当分の間、事業実施に伴い相当数の人員の確保が必要な状況にあります。

被災市町村においては、復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、新たな職員の採用等の措置を講じているところですが、それでもなお、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあり、平成29年度におきましても、全国の地方公共団体からの職員の派遣が必要となっています。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、別添1のとおり、両会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）による派遣の依頼が行われました。

各地方公共団体におかれましては、被災市町村の窮状を御賢察いただき、下記の事項にも御留意の上、被災市町村に対する人的支援について、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

特に、別途通知するように、被災市町村からは、平成29年度に向け新たに各都道府県から被災市町村への職員派遣が要請されています。被災市町村におきましては、技術職員を中心とした職員確保が喫緊の課題となっている一方、全国市区町村からの派遣をいただいても充足が困難な状況となっているため、各都道府県におかれましては、貴職

下職員の派遣について、格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、被災市町村への職員派遣の検討に当たっては、都道府県、市区町村並びに各都道府県の市長会及び町村会において、情報交換を密に行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 派遣元となる全国の地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にしていただきながら、被災市町村のマンパワー確保に御尽力願いたいこと。

- ①各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローターシヨンを組んで派遣する。
- ②行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。
- ③被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。

2. 被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る被災市町村からの派遣要望については、引き続き、全国市長会・全国町村会派遣スキームにおいて取りまとめることとしていること。

なお、国土交通省からは、各都道府県・指定都市都市計画・都市整備担当部局に対して、別添2（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおり、被災市町村への職員派遣についての協力依頼を行っていること。

3. 厚生労働省からは、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局に対して、別添3のとおり、被災市町村への保健師派遣についての協力依頼を行っていること。

4. 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当部局に対して、別添4（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおり、被災市町村への漁港関係職員派遣についての協力依頼を行っていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000208135.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000208135.pdf)

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 安達、相馬

電話 03-5253-5544